

様式第4号（第11条関係）

基建第1843号
平成28年3月22日

第1区 区長
鳥飼信男様

基山町長 松田一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

建設課で現場を確認しました。カーブミラーの方向を変更し、設置近隣住民の方と協議を進めます。

2 取扱いの理由

車両は左側通行であるため交差点では、右からの車両が目前を通過します。ご指摘のカーブミラーは左側から通行する車両を映しているため、カーブミラーの鏡面方向を逆方向に変更することにより、目前を通過する車両を確認できるため安全が確保されると考えます。